

特定利用空港への対応について

令和6年12月24日付けで、本県が管理する南紀白浜空港（愛称 熊野白浜リゾート空港）について、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と本県との間で確認することの依頼がありました。

これに対し、本県は、本日付けで、「円滑な利用に関する確認事項」を確認した旨、回答することとしました。

【別添資料】

- ・ 熊野白浜リゾート空港における「特定利用空港」への対応について
- ・ 国から本県に対する依頼文書
- ・ 南紀白浜空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項
- ・ 本県から国に対する回答文書

（参考）政府提供資料

- ・ 総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）
- ・ 総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備に関する Q&A

（連絡先）

県土整備部港湾空港局

担当：花田、村部

電話：073-441-3151

内線：3151

熊野白浜リゾート空港における 「特定利用空港」への対応について

2025年1月8日

和歌山県

熊野白浜リゾート空港における「特定利用空港」への対応について

- 「特定利用空港」は、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港を円滑に利用できるよう、国と空港管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を構築するものです。
- また、「特定利用空港」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図ることとなります。
- 熊野白浜リゾート空港においては、この枠組みに係る「円滑な利用に関する確認事項」について、関係省庁と和歌山県の間で確認するよう令和6年12月24日付けで依頼がありました。
- 本県としては、例えば、災害時の迅速な住民の避難、救援部隊の効率的な派遣、航空機による避難経路の確保などに貢献でき、また、空港の事業の促進が図られると期待されることから、熊野白浜リゾート空港における枠組みの構築に合意することとし、内容を確認した旨を回答することといたしました。

熊野白浜リゾート空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省近畿中部防衛局・海上保安庁第五管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省大阪航空局はこれに協力する。

熊野白浜リゾート空港の概要

正式名称：南紀白浜空港 **愛称：**熊野白浜リゾート空港

所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町

空港管理者：和歌山県 **空港運営会社：**株式会社南紀白浜エアポート

路線（定期便）：東京羽田へ3往復6便（日本航空、B737-800：165席） **所要時間約70分**

○1968年 開港 東京（羽田）－南紀白浜便が就航（YS11）（旧滑走路1,200m）

○1996年 滑走路1,800mの新空港開港

○2000年 滑走路2,000m化

○2019年 公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入

航空機をB737に置き換え（95席→165席）（～2020年にかけて順次、全便B737化）

○2022年 国際線ターミナルビルが利用可能に

○2024年 空港愛称を「熊野白浜リゾート空港」に決定



令和6年12月24日
内閣官房
国土交通省
防衛省

和歌山県 知事 様

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について
(依頼)

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、別添（案）のとおり「円滑な利用に関する確認事項」を関係省庁と和歌山県との間で確認することを依頼する。

(案)

南紀白浜空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省近畿中部防衛局・海上保安庁第五管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省大阪航空局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省大阪航空局長

海上保安庁第五管区海上保安本部長

防衛省近畿中部防衛局長

和歌山県知事

港空第 259 号

令和 7 年 1 月 8 日

内閣官房
国土交通省
防衛省

} 御中

和歌山県知事

総合的な防衛体制強化のための公共インフラ整備について（回答）

令和 6 年 12 月 24 日付け依頼がありました、南紀白浜空港（愛称：熊野白浜リゾート空港）における「総合的な防衛体制強化のための公共インフラ整備」について、「円滑な利用に関する確認事項」を確認いたしましたので回答します。